被証明者が代表者、当該法人の役員の場合、他の宅建業者(実務経験期間中及び現在免許のある業者)による証明が必要。

実務経験証明

(フリガナ) 免許権者名を漢字で記入。 アイチ タロウ フリガナも必要 被証明者氏名 愛知 太郎 「00」や「23」等は不可。 明 実務経験先及び在職期 証 者 証 番 뭉 国土交通大臣 免 許 愛知県知事(1)12345号 免許証番号 (1) 第12345号 商号又は名称 愛知県不動産株式会社 **愛知県**知事 職 内 容 営業 商号又は名称 愛知県不動産株式会社 🥋 従業者証明書番号 従業者名簿と一致 190405 していること (株)(有)等の省略は不可 平成31年4月1日から 在 期 代表者氏名 膱 間 **令和3年11月25**日まで、 代表取締役 豊橋 一郎 2年7月間 許 証 番 現在も従事中の場合は、作成日を記入。 1月に満たない日数は 30 日 무 「〇年〇月現在」や、空欄では不可。 商号又は名称 を1月として計算する。 職 務 内 容 (30日未満は切り捨て) 商号又は名称 従業者証明書番号 年 月 目から 在 職 期 間 年 月 目まで 代表者氏名 年 月間 免 許 証 番 뭉 国土交通大臣 【実務経験とは】 商号又は名 実務経験先である宅地建物取引業者に備え付けてある「従業者名簿」に氏名等が載っていること。 このとき、実務経験として算入できる業務の内容は、免許を受けた宅地建物取引業者としての業務または 宅地建物取引業者の従事者として顧客への説明、物件の調査等具体の取引に関する業務をいいます。 職 務 内 受付、秘書、総務、人事、経理、財務等の一般管理部門等に所属した期間、単に補助的な事務に従事した 期間は、実務経験として算入できません。 従業者証明書番 年 月 日から 在 期 間 代表者氏名 膱 年 月 目まで 年 月間 在職期間の合計を記入。申請日から過去 在職期間計 2年7月間 10年以内に2年以上の在職期間が必要。 考 備

- 1 証明は実務経験先の宅地建物取引業者等が行うものとし、申請者が宅地建物取引業者(法人であるときは、その役員)であるときは、他の宅地建物取引業者等が証明すること。
- 2 証明者が法人である場合においては、代表者が証明すること。
- 3 実務経験先の免許が変更されているときは、区別して記載すること。

添付が必要な従業者名簿(様式第八号の二)の例

従業者名簿

事務所名 愛知県不動産株式会社 ○○支店

氏名	性別	生年月日	従業者証 明書番号	主たる 職務内容	宅地建物取引士 であるか否かの 別	この事務所の 従業者となっ た年月日	この事務所の 従業者でなく なった年月日
						※本人以外は隠れていても可	
					_		
愛知 太郎	男	\$63/12/ 3	190405	営業	×	H31/4/1	
	具体的	は職務内容	を記入してい	いること			

備考

- 1.「従業者証明書番号」の欄には、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。
- 2. 「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、宅地建物取引士である者には○を、専任の宅地建物取引士である者には◎をつけること。
- 3. 一時的に宅建業に従事する者についても記載すること。宅建業に関わりのない従事者については記載をしないこと。
- 4. 記載すべき事由が発生した場合には、2週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、従前の文字が読めるようにしておくこと。
- 5. この従業者名簿は、最終変更をした日から10年間保存すること。なお、退職した者についても同様に、10年間保存すること。

「原本の内容と相違ない」旨を、 実務経験先が証明する。 この写しは原本と相違ないことを証明する

愛知県不動産株式会社

代表取締役 豊橋 一郎

宅地建物取引士の登録申請を実務経験に基づいて行う場合の注意事項

宅地建物取引士の登録をする際、実務経験に基づいて申請する場合は「**実務経験証明書」**と「**従業者名簿**」の添付が必須になります。

以下は、特に間違いの多いポイントですので、十分注意のうえ、申請をしてください。

○実務経験証明書○					
1	被証明者氏名に、フリガナが記載されているか。				
2	免許証番号、商号又は名称が、正確に記載されているか。 (株)(有)等の省略は不可				
3	職務内容、従業者証明書番号が、従業者名簿と一致しているか。				
4	在職期間の始まりから終わりまでの年月日が、すべて記載されているか。 在職期間が申請時から過去10年以内に2年以上あるか。 ※1月に満たない日数は30日を1月として計算します。(30日未満は切り捨て)				
5	申請者が役員でないか。 ※代表者や役員(取締役、理事等)の実務経験証明書を作成する場合は、一般の従業者と は証明方法が異なります(他の宅地建物取引業者(実務経験期間中及び現在免許のある業 者)による証明が必要です)ので、事前に愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課 (052-954-6582)まで確認してください。 なお、監査役については、その在任期間は実務経験として認められません。				

○従業者名簿○						
1	事務所に備え付けている従業者名簿をコピーしたものであるか。					
2	原本証明してあるか。 ※右の記載例を参考にしてください。	この写しは原本と相違ないことを証明する。 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇				
3	氏名、生年月日等の記載内容に間違いがないか。					
4	在職期間が申請時から過去10年以内に2年以上あるか。					
5	従業者証明書番号は正しく付せられているか。					
6	従業者名簿の内容について、免許申請時から在籍している従業者の方の「この事務所の従業者となった年月日」が、宅地建物取引業者免許証を受け取った日となっているか。 ※免許日ではありませんので、注意してください。					